

現行[R5.4]														改訂[R5.10]														改訂理由																		
編	章	節	条	技番	工種			測定項目		規格値		測定基準		測定箇所		概要						測定箇所			摘要																					
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26																
1 共通編	3 無筋・ 筋 コンクリー ト	7 鉄筋工	4	組立て	平均間隔d	±φ		d = $\frac{D}{n-1}$	D:本鋼の延長 n:10倍程度とする φ:鉄筋径	かぶり t	±φかつ 最小かぶり 以上					(平均間隔)1面 当たり10本 の鉄筋を測定する。 測定箇所はハーフ 年間に位置と ならないように 測定する。 (かぶり) 1当り1箇所 程度。同一軌 道上での測定 は行わない。	1 共通編	3 無筋・ 筋 コンクリー ト	7 鉄筋工	4	組立て	平均間隔d	±φ		d = $\frac{D}{n-1}$	D:本鋼の延長 n:10倍程度とする φ:鉄筋径	かぶり t	±φかつ 最小かぶり 以上				(平均間隔)1面 当たり10本 の鉄筋を測定する。 測定箇所はハーフ 年間に位置と ならないように 測定する。 (かぶり) 1当り1箇所 程度。同一軌 道上での測定 は行わない。	測定箇所の 追加													
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通的 の工種	6	小型標識工	設置 高さ H	設計値以上		1ヶ所/1基		基礎1基毎							3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通的 の工種	6	小型標識工	設置 高さ H	設計値以上		1ヶ所/1基		基礎1基毎						墨字訂正													
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通的 の工種	24 2	伸縮装置工	高さ	据付け高さ	±3			表面の凹は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹高が3mm以下							3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通的 の工種	24 2	伸縮装置工	高さ	据付け高さ	±3			表面の凹は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹高が3mm以下		高さについては車道端部、中央部において橋軸方向各3点計9点。		測定箇所の文 字の訂正															
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通的 の工種	24 2	伸縮装置工	橋軸方向各点 誤差の相対差	3											3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通的 の工種	24 2	伸縮装置工	橋軸方向各点 誤差の相対差	3									測定箇所の文 字の訂正														
3 土木工事 共通編	2 一般施工	6 11 1	1	グースアスファルト 舗装工	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅	-15	-20	-5	-7			工事規模の考え方 中規模以下の工事とは、1層当たりの施工面積が $1,000m^2$ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が $1,000m^2$ 未満とする。 「個々の測定範囲が10個以上9個以下の割合で規格値を満足しなければならない」とともに、10個の測定範囲の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さの測定範囲が10個未満の場合は測定範囲の平均値を算出しない。 一括取扱い。 橋面舗装等でアーキングにより床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。			3 土木工事 共通編	2 一般施工	6 11 1	グースアスファルト 舗装工	厚さ	-15	-20	-5	-7			工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が $1,000m^2$ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が $1,000m^2$ 未満とする。 厚さは、個々の測定範囲が10個以上9個以下の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定範囲の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さの測定範囲が10個未満の場合は測定範囲の平均値を算出しない。 一括取扱い。 橋面舗装等でアーキングにより床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		3 土木工事 共通編	2 一般施工	6 11 1	グースアスファルト 舗装工	厚さ	-15	-20	-5	-7			工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が $1,000m^2$ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が $1,000m^2$ 未満とする。 厚さは、個々の測定範囲が10個以上9個以下の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定範囲の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さの測定範囲が10個未満の場合は測定範囲の平均値を算出しない。 一括取扱い。 橋面舗装等でアーキングにより床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		測定項目の 追加
3 土木工事 共通編	2 一般施工	6 11 4	4	グースアスファルト 舗装工	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1.3次元データによる出来形管理において 「3次元計測技術を用いた出来形管理を頼 る」に基づく出来形管理を実施する場 合に、基準高さと見なす。見なす計測精度、計 測密度をもつ寸法測定方法により出来形管 理を実施する場合に適用する。 個々の計測範囲の規格値には計測精度と して±10mmが含まれている。 計測は設計幅員の内側全面し、全ての 点で標高値を算出する。計測密度は1点/ m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標 高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、 直下層の目標高さ±直下層の標高較差平 均値±段厚さから求まる高さとの差とす ることが出来る。			3 土木工事 共通編	2 一般施工	6 11 4	グースアスファルト 舗装工	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1.3次元データによる出来形管理において 「3次元計測技術を用いた出来形管理を頼 る」に基づく出来形管理を実施する場 合に、基準高さと見なす。見なす計測精度、計 測密度をもつ寸法測定方法により出来形管 理を実施する場合に適用する。 個々の計測範囲の規格値には計測精度と して±4mmが含まれている。 計測は設計幅員の内側全面し、全ての 点で標高値を算出する。計測密度は1点/ m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高 値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、 直下層の目標高さ±直下層の標高較差平 均値±段厚さから求まる高さとの差とす ることが出来る。		3 土木工事 共通編	2 一般施工	6 11 4	グースアスファルト 舗装工	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1.3次元データによる出来形管理において 「3次元計測技術を用いた出来形管理を頼 る」に基づく出来形管理を実施する場 合に、基準高さと見なす。見なす計測精度、計 測密度をもつ寸法測定方法により出来形管 理を実施する場合に適用する。 個々の計測範囲の規格値には計測精度と して±4mmが含まれている。 計測は設計幅員の内側全面し、全ての 点で標高値を算出する。計測密度は1点/ m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高 値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、 直下層の目標高さ±直下層の標高較差平 均値±段厚さから求まる高さとの差とす ることが出来る。		測定基準の 訂正											



現行[R5.4]												改訂[R5.10]												改訂理由				
編	章	節	条	技番	工種	測定項目	規格値	測定基準			測定箇所	摘要	単位:mm	編	章	節	条	技番	工種	測定項目	規格値	測定基準			測定箇所	摘要	単位:mm	改訂理由
								厚さあるいは標高較差	-20	-3					1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、合計測定誤差を規定する計測精度・計測密度を考慮した寸引表示法により出来形管理を実施する場合に適用する。2. 個々の計測値の規格値には計測精度と±10mmが含まれている。	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、合計測定誤差を規定する計測精度・計測密度を考慮した寸引表示法により出来形管理を実施する場合に適用する。2. 個々の計測値の規格値には計測精度と±4mmが含まれている。	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、合計測定誤差を規定する計測精度・計測密度を考慮した寸引表示法により出来形管理を実施する場合に適用する。2. 個々の計測値の規格値には計測精度と±1.75mm以下					
3	土木工事共通編	2	6	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)								3	港湾編	2	6	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)								
4	港湾編	3	15	2		被覆及び根固め (被覆石工)		延長	+ 規定しない - 200		被覆表を作成し 提出			4	港湾編	3	15	2	被覆及び根固め (被覆石工)	延長	+ 規定しない - 200	被覆表を作成し 提出	被覆表を作成し 提出					
8	砂防編	1	9	5	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合)		水通し部	堰高 ▽	±50	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。			8	砂防編	1	9	5	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合)	堰高 ▽	±50	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。					
10	道路編	6	4	3		吹付工			吹付け厚さ		設計吹付け厚以上 ただし、良好な岩盤で 施工場所、突出部等の 特殊な箇所では、設計 吹付け厚の1/3以上を確 保するものとする。			10	道路編	6	4	3		吹付工		施工延長40m毎に図に示す (1)～(7)及び断面変化点の検査孔を測定。 注)良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準 (構造編)にいう地盤等級A又はBに該当する 地盤とする。	設計吹付け厚以上 ただし、良好な岩盤で 施工場所、突出部等の 特殊な箇所では、設計 吹付け厚の1/3以上を確 保するものとする。					

現行[R5.4]												改訂[R5.10]	改訂理由				
編	章	節	条	款番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	単位:mm						
12 森林土木編	2 10 2	森林土木編	仮設道路工	(開設、補修工)	基準高▽	±100	施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。延長40m以下のものは2箇所測定する。 <b>基準高及び延長については中心線。(任意仮設は除く)</b>										
						幅w(w <sub>1</sub> ,w <sub>2</sub> )	-100										
						延長(測点間)l	-200										
					法長l	(切土)	-400	施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。延長40m以下のものは2箇所測定する。 <b>(任意仮設は除く)</b>									
						(盛土)	-200										
					路面工	幅W	-100										
						厚t	-10										
					その他構造物等	各規格値による	各種構造物の測定基準による。										
12 森林土木編	2 3	森林土木編	横断形	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。延長40m以下のものは2箇所測定する。 <b>道路中心線及び幅員の端部で測定。</b>											
					幅w(w <sub>1</sub> ,w <sub>2</sub> )	-100											
					延長(測点間)L	-200											
				法長SL	l≤5m(切土)	-200	施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。延長40m以下のものは2箇所測定する。										
					ø≥5m(切土)	設計法長の-4%											
					ø≤5m(盛土)	-100											
					ø≥5m(盛土)	設計法長の-2%											
12 森林土木編	2 3	森林土木編	横断形	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。延長40m以下のものは2箇所測定する。 <b>道路中心線及び幅員の端部で測定。</b>											
					幅w(w <sub>1</sub> ,w <sub>2</sub> )	-100											
					延長(測点間)L	-200											
				法長SL	l≤5m(切土)	-200	施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。延長40m以下のものは2箇所測定する。										
					ø≥5m(切土)	設計法長の-4%											
					ø≤5m(盛土)	-100											
					ø≥5m(盛土)	設計法長の-2%											
13 (漁) 第1編共通編	5 15 2	森林土木編	被覆及び根固め(被覆石工)	延長	+ 規定しない - 200	被覆及び根固め(被覆石工)	設計図書の測点ごとに測定する。										
					天端均し	± 500 岸壁前面 + 0 - 200											
					天端幅	+ 規定しない - 200											
				法部均し	法部均し	(斜面に直角) ± 500											
					被覆及び根固め(被覆石工)	異形ブロック 接付面の高さ(層積) ± 300	被覆及び根固め(被覆石工)	設計図書の測点ごとに測定する。									
					被覆及び根固め(被覆石工)	異形ブロック 接付面の高さ(乱積) ± 500	異形ブロック 接付面の高さ(層積) ± 300	被覆及び根固め(被覆石工)									
					被覆及び根固め(被覆石工)	天端幅	+ 规定しない - 200	異形ブロック 接付面の高さ(乱積) ± 500									
				4	被覆及び根固め(被覆石工)	天端幅	+ 规定しない - 200	天端幅									
					被覆及び根固め(被覆石工)	異形ブロック 接付面の高さ(層積) ± 300	異形ブロック 接付面の高さ(層積) ± 300	被覆及び根固め(被覆石工)									
					被覆及び根固め(被覆石工)	± 500	異形ブロック 接付面の高さ(乱積) ± 500	異形ブロック 接付面の高さ(乱積) ± 500									
					被覆及び根固め(被覆石工)	天端幅	+ 规定しない - 200	天端幅									

### 3. 写真管理 新旧対照表

現行(R5.4)	改訂(R5.10)
<p><b>写 真 管 理</b></p> <p><b>(6) 工事写真の編集等</b></p> <p>デジタルカメラを使用した場合は写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。</p>	<p><b>写 真 管 理</b></p> <p><b>(6) 工事写真の編集等</b></p> <p>写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし『デジタル工事写真的小黒板情報電子化について』(令和2年3月17日付け建政第1896号または令和2年6月26日付け技管第355号)に基づく小黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。</p>